

12月10日版

鳥取県地域防災計画

(原子力災害対策編)

(案)

平成25年〇月
鳥取県地域防災會議
(鳥取県危機管理局)

策定の経過

昭和 38 年 9 月 14 日	鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」という）基本案決定
昭和 38 年 9 月 18 日	基本案について内閣総理大臣協議
昭和 38 年 12 月 5 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
昭和 44 年 3 月	県防災計画「計画編」「資料編」を分冊
平成 4 年 11 月 20 日	県防災計画「震災対策編」基本案決定
平成 4 年 11 月 25 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 5 年 1 月 26 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 13 年 12 月 27 日	県防災計画「原子力対策（人形峠環境技術センター）編、原子力対策（島根原子力発電所）編」基本案決定
平成 14 年 3 月 7 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 14 年 4 月 16 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 17 年 7 月	県防災計画「原子力災害対策編」一部修正
平成 18 年 9 月	県防災計画「灾害予防編（共通）、灾害応急対策編（共通）、震災対策編、風水害等対策編、大規模事故対策編、原子力災害対策編」全部修正
平成 19 年 6 月	一部修正
平成 20 年 6 月	一部修正
平成 22 年 7 月	一部修正
平成 25 年 3 月	全部修正（予定）

地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3. 関係周辺市町地域防災計画との関係	1
4. 島根県・岡山県地域防災計画との関係	2
5. 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
1. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態	2
2. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	3
1. 範囲の考え方	3
2. 島根原子力発電所の場合	3
3. 人形峠環境技術センターの場合	5
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	7
第2章 原子力災害事前対策	14
第1節 基本方針	14
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	14
第3節 報告の徴収と立入検査等	14
第4節 原子力防災専門官との連携	15
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	15
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	15
1. 情報の収集・連絡体制の整備	15
2. 情報の分析整理	16
3. 通信手段の確保	18
第7節 緊急事態応急体制の整備	19

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	19
2. 災害対策本部体制等の整備	20
3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	20
4. 長期化に備えた動員体制の整備	21
5. 防災関係機関相互の連携体制	21
6. 警察災害派遣隊	21
7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	21
8. 自衛隊との連携体制	21
9. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	22
10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	22
11. オフサイトセンター	22
12. モニタリング体制等	23
13. 専門家の派遣要請手続き	26
14. 複合災害に備えた体制の整備	26
15. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	26
第8節 避難収容活動体制の整備	27
1. 避難計画の作成	27
2. 避難所等の整備	27
3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制の整備	28
4. 学校等施設における避難計画の整備	29
5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	29
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	30
7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報提供する仕組みの整備	30
8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	30
9. 避難所・避難方法等の周知	30
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	30
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	30
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	30
第10節 緊急輸送活動体制の整備	31
1. 専門家の移送体制の整備	31
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	31
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	32
1. 救助・救急活動用資機材の整備	32
2. 救助・救急機能の強化	32
3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	32
4. 消火活動用資機材の整備	32

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	33
6. 物資の調達、供給活動	33
7. 大規模・特殊災害における救助隊の整備	33
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	33
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	34
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	34
第15節 防災業務関係者の人材育成	35
第16節 防災訓練等の実施	36
1. 訓練計画の策定	36
2. 訓練の実施	36
3. 実践的な訓練の実施と事後評価	37
第17節 原子力施設上空の飛行規制	37
第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	37
 第3章 緊急事態応急対策	39
第1節 基本方針	39
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39
1. 特定事象等発生情報等の連絡	39
2. 応急対策活動情報の連絡	48
3. 一般回線が使用できない場合の対処	52
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	52
第3節 活動体制の確立	52
1. 県の活動体制	52
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	69
3. 専門家の派遣要請	71
4. 応援要請及び職員の派遣要請等	71
5. 自衛隊の派遣要請等	71
6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	71
7. 防災業務関係者の安全確保	72
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	73
1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	73
2. 避難場所	74
3. 広域一時滞在	76
4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	76
5. 安定ヨウ素剤の予防服用	76

6. 災害時要援護者等への配慮	77
7. 学校等施設における避難措置	77
8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	77
9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	78
10. 食糧及び生活関連物資の調達	78
第5節 治安の確保及び火災の予防	78
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	79
第7節 緊急輸送活動	79
1. 緊急輸送活動	79
2. 緊急輸送のための交通確保	81
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	82
1. 救助・救急及び消火活動	82
2. 医療活動等	82
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	84
1. 住民等への情報伝達活動	84
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	87
第10節 自発的支援の受入れ等	87
1. ボランティアの受入れ等	87
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	88
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	88
第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	89
 第4章 原子力災害中長期対策	90
第1節 基本方針	90
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	90
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	90
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	90
第5節 各種制限措置の解除	90
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	90
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	91
1. 災害地域住民の記録	91
2. 影響調査の実施	91
3. 災害対策措置状況の記録	91
第8節 被災者等の生活再建等の支援	91
第9節 風評被害等の影響の軽減	91
第10節 被災中小企業等に対する支援	92

第 11 節 心身の健康相談体制の整備	9 2
第 12 節 物価の監視	9 2
第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除	9 2

別紙資料

別紙 1 原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）	9 3
別紙 2 原子力災害時の災害体制の基準（人形崎環境技術センター）	9 4

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬（以下「運搬」という。）の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）」によるものとする。

3. 関係周辺市町地域防災計画との関係

関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、関係周辺市町の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

4. 島根県・岡山県地域防災計画との関係

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、島根県・岡山県（以下、「所在県」という。）の計画との整合性に留意するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日改訂）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態

原子炉施設においては、放射能を封じ込める5重の壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下、「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。更に、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故におい

ては、格納容器の一部が封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2. 人形岬環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態

（1）火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記の島根原子力発電所と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等により、フィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

（2）臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へいが十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

1. 範囲の考え方

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

2. 島根原子力発電所の場合

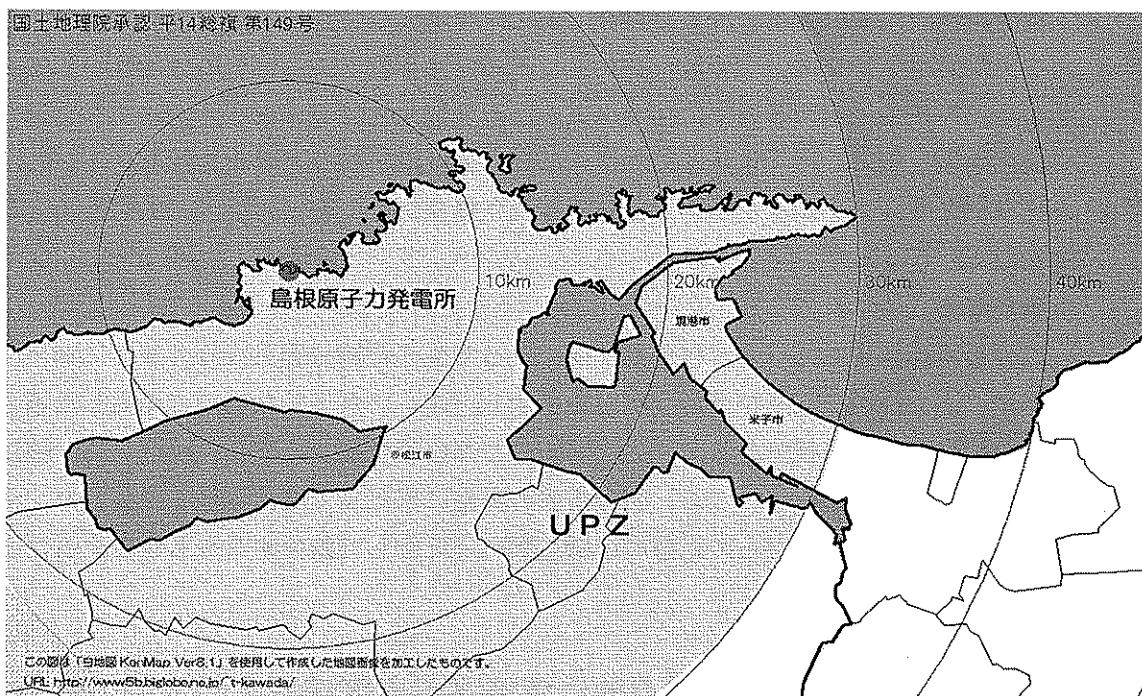
範囲の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 30 km とする。

- ・表 1-1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」
- ・図 1-1 「同上」

表1－1 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（島根原子力発電所）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原子力発電所から概ね30km圏内で米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図1－1 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（島根原子力発電所）



3. 人形峠環境技術センターの場合

範囲の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、施設から概ね 500mとする。

- ・表 1-2 「原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（人形峠環境技術センター）」
- ・図 1-2 「同上」
- ・図 1-3 「同上」

表 1-2 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（人形峠環境技術センター）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
三朝町	竹田地区において人形峠環境技術センターから概ね 500mで三朝町地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図1-2 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（人形峠環境技術センター）

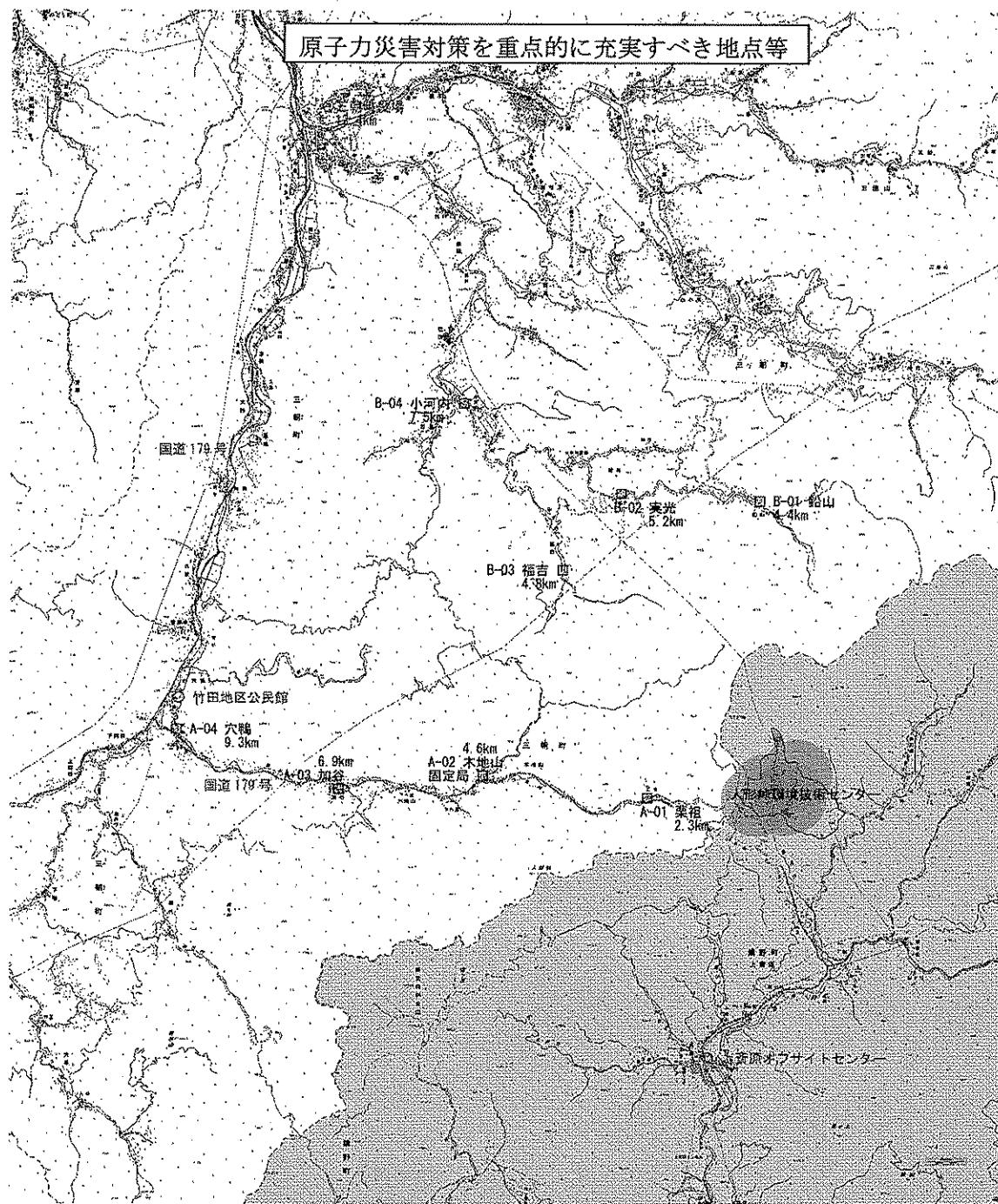
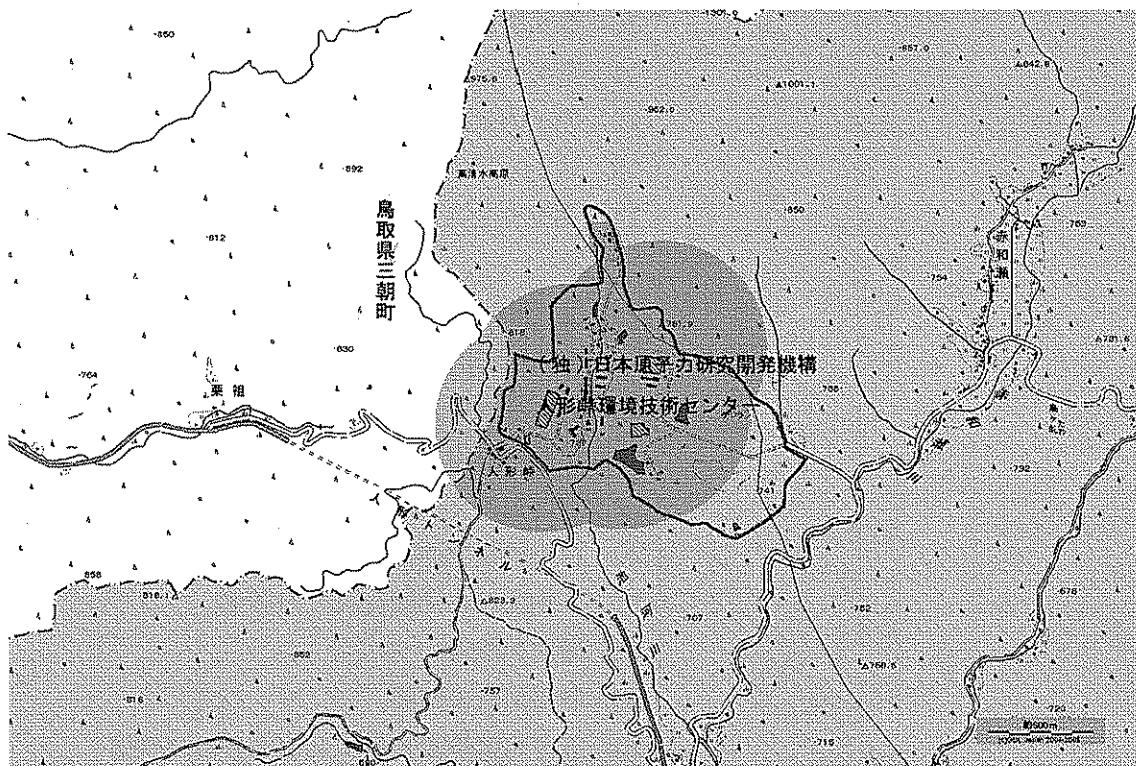


図1-3 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（人形峠環境技術センター）



なお、本県では、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山、福吉、実光、鉛山、栗祖の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）第1部第1章1節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	危機対策・情報課 原子力安全対策室 医療政策課 水・大気環境課	1 県内における原子力災害に関する総合調整 2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練 3 通信連絡網の整備 4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備 5 防護資機材の整備 6 緊急被ばく医療設備・機器の整備 7 環境条件の把握 8 平常時モニタリング

		<p>9 事業者からの報告の徴収及び立入検査</p> <p>10 県災害警戒本部の設置及び運営</p> <p>11 県災害対策本部の設置及び運営</p> <p>12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</p> <p>13 原子力災害情報等の収集、伝達</p> <p>14 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等）</p> <p>15 住民の避難の支援</p> <p>16 立入制限</p> <p>17 放射性物質による汚染状況調査</p> <p>18 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>19 緊急被ばく医療活動</p> <p>20 汚染飲食物の摂取制限等</p> <p>21 食糧及び生活関連物資の調達</p> <p>22 環境の除染</p> <p>23 制限措置の解除</p> <p>24 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</p> <p>25 関係周辺市町への原子力防災対策に対する指示及び指導助言</p> <p>26 県民からの問い合わせ対応</p> <p>27 国及び関係機関への支援の要請</p>
県警察本部	警備第二課	<p>28 住民等に対する避難誘導及び警備広報</p> <p>29 立入制限及び交通規制</p> <p>30 治安確保</p>
米子市	防災安全課 危機管理室	<p>1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練</p> <p>2 通信連絡網の整備</p>
境港市	自治防災課 危機管理室	<p>3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備</p> <p>4 市町災害対策本部の設置</p>
三朝町	危機管理課	<p>5 災害状況、避難指示の把握及び伝達等</p> <p>6 住民の避難、立入制限、救出等</p> <p>7 避難者受入の協議</p> <p>8 緊急時環境放射線モニタリングの支援</p> <p>9 安否情報に関すること</p> <p>10 避難先地域が行う広域避難所の運営支援</p> <p>11 避難者への行政サービスの提供</p> <p>12 県の緊急被ばく医療活動に対する協力</p>

		13 汚染飲食物の摂取制限等 14 緊急輸送及び必需物資の調達 15 汚染物質の除去 16 制限措置の解除 17 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 18 県の行う原子力防災対策に対する協力	
その他市町村	防災担当課	1 関係周辺市町への支援 2 広域避難所の指定 3 広域避難所の開設、管理運営 4 境港市役所移転への支援 5 避難手段（市町村バス等）の提供協力 6 避難誘導等に対する職員の動員 7 緊急時モニタリングの支援 8 県の緊急被ばく医療活動に対する協力	
各消防局	警防課	1 負傷者の搬送 2 病院の入院患者の避難 3 情報の収集分析 4 医療救護対策本部の支援 5 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 6 防災対策、立入制限及び交通規制の協力	
指定 地方 行政 機 関	中国四国厚生局	医療課	1 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整 2 医療救護班の編制及び派遣の指示
	中国四国農政局	生産流通部 農産普及課	1 農林畜水産物等の安全性確認並びに調査への助言及び協力 2 原子力災害時における食糧の供給 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための指導
	中国経済産業局	資源エネルギー 一環境部 電力事業課	1 原子力に係る災害情報の収集、伝達
	中国地方整備局	企画部防災課	1 直轄河川及び一般国道指定区間に關し、必要な措置
	中国運輸局	鳥取運輸支局 輸送課 鳥取陸運支局 境庁舎	1 自動車運送業者に対する運送命令 2 船舶運航業者に対する運航命令

	第八管区海上保安本部	救難課 境海上保安部 美保航空基地	1 海上における安全確保、船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保
	大阪管区気象台	鳥取地方気象台 防災業務課	1 気象状況等の把握、解析 2 緊急時モニタリングセンターの支援
	航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班	1 緊急輸送の支援
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	1 緊急輸送及び救護活動の支援
	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課 第8普通科連隊(米子)	1 緊急輸送及び救護活動の支援
指定公共機関	西日本旅客鉄道(株)	J R 西日本米子支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送
	西日本電信電話(株)鳥取支店	設備部 災害対策室	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達 3 被災公衆電気通信設備の復旧 4 災害用伝言ダイヤルの提供 5 避難施設における通信設備の臨時の設置
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社鳥取支店		
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
	KDDI(株)	中国総支社	
	日本赤十字社	鳥取県支部事業推進課	1 災害時における医療救護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	(独)国立病院機構本部中国四国ブロック事務所		1 (独)国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施
	日本放送協会(NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
	中国電力(株)	島根原子力発電所	1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握(モニタリング) 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備(放射線(能)観測設備機)

			<p>材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等) 及び要員の派遣体制の整備</p> <p>6 異常時における連絡通報体制の整備</p> <p>7 原子力災害等に係る情報提供</p> <p>8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧</p> <p>9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</p> <p>10 県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</p> <p>11 スクリーニング、除染の支援</p>
	(独)日本原子力研究開発機構	人形崎環境技術センター	<p>1 原子力事業所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防</p> <p>2 防災上必要な社内教育・訓練</p> <p>3 環境放射線等の把握（モニタリング）</p> <p>4 防災活動体制の整備</p> <p>5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</p> <p>6 異常時における連絡通報体制の整備</p> <p>7 原子力災害等に係る情報提供</p> <p>8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧</p> <p>9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</p> <p>10 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</p> <p>11 スクリーニング、除染の支援</p>
		原子力緊急時支援センター	<p>1 専門家の派遣</p> <p>2 放射線測定機材の提供</p> <p>3 災害時応急対策の技術的支援</p>
	(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター	<p>1 緊急被ばく医療</p>
指定地方公共	鳥取県医師会	事務局	<p>1 災害時における医療救護の実施</p> <p>2 医療救護対策本部の支援</p>
	鳥取看護協会	事務局	<p>1 災害時における医療救護の実施</p>
	日本海テレビジョン放送(株)	本社	<p>1 放送協定に基づく災害対策等の広報活動</p> <p>2 放送協定に基づく避難情報の放送</p>
	(株)山陰放送	本社	

機 関	山陰中央テレビ ジョン放送(株)	鳥取支社 米子支社	
	(株)エフエム山 陰	鳥取支社 米子支社	

その 他 公 的 団 体 及 び 防 災	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	鳥取県歯科医師会 鳥取県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等	1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給 2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力
	商工会議所 商工会 等	1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせん
	鳥取県社会福祉協議会	1 災害ボランティアに関すること 2 災害時用援護者避難対策本部に関すること
	鳥取県ハイヤータクシー協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	鳥取県社会福祉施設経営者 協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会	1 要援護者の輸送、避難受入についての協力 2 避難所における専門職員の応援派遣
	学校法人 公の施設の指定管理者	1 被害者の一時収容等応急措置について協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務 所 (島根・上齋原)	原子力保安検査官	1 原子力発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等 2 特定事象発生後、施設の状況確認
	原子力防災専門官	1 県、米子市、境港市、三朝町への防災計画等に対する指導、助言等 2 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等

3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等

※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本高速道路株式会社、日本通運株式会社、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、日ノ丸西濃運輸株式会社、社団法人鳥取県トラック協会、社団法人鳥取県バス協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、鳥取県看護協会、株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社、社団法人鳥取県エルピーガス協会、全国農業協同組合連合会鳥取県本部、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 報告の徴収と立入検査等

- (1) 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収（原災法第31条）、適時適切な立入検査（原災法第32条第1項）を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原災法施行規則第22条）を携帯して、立入検査を行うものとする。
- (3) 県は、発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条による現地確認（以下、「現地確

認」という。)を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、松江市・鏡野町（以下、「所在市町」という。）、出雲市・安来市・雲南市（以下、「所在周辺市」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するのか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者及び関係機関等に周知するものとする。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（2）機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

（3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図るものとする。

（4）非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

（5）移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

（6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

（1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の尺度の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深、地震等発生時における道路の被災予測に関する資料等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急時被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ 線量推定計算に関する資料
- ウ 平常時モニタリング資料
- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡先等）

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段の確保

県は、国及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、関係周辺市町及び原子力施設との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と関係周辺市町、原子力施設との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 防災行政無線の整備

県は、国、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑥ 通信輻輳の防止

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時ににおける運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源等の対応

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（1）警戒態勢をとるために必要な体制

県は、原子力事業者から緊急の通報（原災法第10条に基づく特定事象、警戒事象）を受けた場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員

の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

（2）オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ベースの立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

（3）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、または知事が必要と認めた場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8. 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9. 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

- ・表2-1 「鳥取県が締結する災害時応援協定」

表2-1 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名称	相手先	締結年月日
1	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日

11. オフサイトセンター

- (1) 県は、所在県の協力のもと、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点

として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

- (2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 県は、所在県と連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設への移転、立上げ体制を確保するとともに、必要な活動用資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

12. モニタリング体制等

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

・表2-2 「環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況」

表2-2 環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況【P：整備予定数含】

区分	防護資機材名	数量	摘要
島根発電所用として配備	ポケット線量計（ γ 線用）	26	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	不織布製防護服	333	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	防護マスク(全面・テクノル)	26	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	防護マスク用フィルター(全面・ティセン)	444	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	帽子(10個)	22	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	チオックス手袋(1ダース入り)	19	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	綿製手袋	222	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	靴下(5足入り)	44	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	長靴	26	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	長靴カバー	230	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	レガテープ(20個入り)	1	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	GM管式サーベイメータ(β 線用)	3	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	Nalシンチレーションサーベイメータ(γ 低線量用)	3	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	ZnSシンチレーションサーベイメータ(α 線用)	3	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	電離箱式サーベイメータ	3	(衛生環境研究所)、西部総合事務所
	可搬型モニタリングポスト	4 (4)	西部総合事務所 (西部総合事務所)
	モニタリングポスト	(2)	(米子)、(境港)
	SPEEDI操作端末	(1)	(衛生環境研究所)
人形峠用として配備	SPEEDI中継器	1	鳥取県庁
	SPEEDI操作端末	1	鳥取県庁
	モニタリングポスト	1	三朝
	ホールボディーカウンター	1	中部総合事務所
	モニタリング車	2	中部総合事務所、西部総合事務所
	サーベイメータ車	2	中部総合事務所、西部総合事務所

(注)※()内の数字は今後の配備予定

【参考】水準調査によるモニタリングポスト：6基(湯梨浜、鳥取、大山、日野、琴浦、南部)

(3) 緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。

・表2-3 「緊急時モニタリング組織と役割」

表2-3 緊急時モニタリング組織と役割

班名等	業務内容	備考
モニタリングセンター長	モニタリング実施組織を統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所所長
現地派遣専門家チーム	モニタリングセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所職員他別に定める要員
企画・評価チーム	モニタリング計画を策定（必要に応じ修正）し、モニタリング情報等の解析と評価を行う。	
情報収集チーム	異常事態発生事業所の放出源情報、気象情報、各モニタリングチームの測定情報及び SPEEDI 等の情報の収集、記録、周知を行う。また、県災害対策本部	
試料計測チーム	採取試料を直接又は化学処理等して放射性測定を行い、試料中の放射能を同定・定量する。また、積算線量計の積算線量を測定する。	
連続モニタ監視チーム	モニタリングポスト等による空間放射線量率の観測値を監視する。	
現地モニタリング	空間放射線モニタリングチーム 空気モニタリングチーム 環境試料モニタリングチーム	緊急時モニタリング領域の線量率サーベイ、可搬型モニタリングポストの設置及び積算線量計の配置・回収を行い、指定領域の空間放射線量率や積算線量を測定する。 緊急時モニタリング領域での大気中放射性ヨウ素等のサンプリングとその放射性物質濃度を求める。 緊急時モニタリング領域での土壤、飲料水、農畜産物のサーベイとサンプリングを行う。

(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、所在県、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。

(6) 緊急時予測システム

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「S P E E D I ネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続する等情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。

13. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

14. 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

15. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図る

ものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

県は、関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

また、県は、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の住民避難が先行して行われるため、関係周辺市町及び所在県が作成する計画と整合性を図り、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

また、県は、避難場所の指定に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国との協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難場所における設備等の整備

県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

県は、市町村と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めるとともに、避難場所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。

3. 災害時要援護者の避難誘導・移送体制の整備

(1) 県は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるよう、市町村に対し助言するものとする。

- ② 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
 - ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
 - ④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。
 - ⑤ 市町村に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。
- また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

4. 保育所や学校等における避難計画の整備

原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、保育所や学校等、生徒等が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係周辺市町等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町等に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所・避難方法等の周知

県は、関係周辺市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、広島大学（第3次被ばく医療機関）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、P A Z 等緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板等の整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る等の所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は、国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (8) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するもの

とする。

- (9) 県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2. 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。
- (2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、初期及び二次被ばく医療機関における被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制の構築を図るものとする。
- (4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4. 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から関係周辺市町及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言

するものとする。

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6. 物資の調達、供給活動

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国、関係周辺市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

7. 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国、県警察、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容

を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

- (2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること

- ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - ⑦ 災害時要援護者への支援に関すること
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
 - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向けて実施する、居住市町村が指定をした避難所以外に避難した場合等に、当該住民等が居住市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。
- (5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は、国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること

- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる訓練等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力事業者から送られる施設の運転情報等をもとに、施設の状態予測等を行う緊急時対策支援システムの活用訓練
- ⑥ 緊急被ばく医療訓練
- ⑦ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧ 周辺住民避難訓練
- ⑨ 人命救助活動訓練

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等について県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の飛行）の許可は行わないこと。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係

機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応について、備えておくものとする。

また、県は、安全協定第7条に基づく連絡があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するとともに、核物質防護の観点から、輸送等の詳細な情報の保全に注意するものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法第10条の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があつた場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 特定事象等発生情報等の連絡

（1）原子力事業者からの警戒事象発生の通報があつた場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在県、所在市町村、関係周辺市町、関係機関等への連絡に備えるものとする。
 - ② 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の援護体制を構築することとされている。
 - ③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。
 - ④ 島根原子力発電所から当該通報があつた場合において、県は、必要と認めたときは米子市、境港市と現地確認を行い、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するとともに、原災法の施行に必要な限度において、原災法第32条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）を行い、米子市、境港市及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
 - ⑤ 人形峰環境技術センターから当該通報があつた場合において、県は、原災法の施行に必要な限度において、立入検査を行い、三朝町及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ・図3-1 「特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」
 - ・図3-2 「特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峰環境技術セン

ター)」

(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在県、所在市町村、関係周辺市町、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在県、所在市町村、関係周辺市町及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じ PAZ を含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。
- ③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
なお、島根原子力発電所において、県は、必要と認めたときは、米子市、境港市と現地確認を行い、その他県内市町村に対してその状況を連絡するものとする。
 - ・PAZ を含む市町村と同様の情報を UPZ を含む市町村に連絡すること
 - ・UPZ を含む市町村に連絡する際には、PAZ 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在県、所在市町村に連絡することとされている。
 - ・図 3－3 「特定事象発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」
 - ・図 3－4 「特定事象発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」
- ⑤ 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合において、県は、必要と認めたときは、米子市、境港市と現地確認を行い、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するとともに、原災法の施行に必要な限度において立入検査を行い、米子市、境港市及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ⑥ 人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合において、県は、原災法の施行に必要な限度において立入検査を行い、三朝町及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

(3) 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場

合

- ① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに島根原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。
 - ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。
 - ③ 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合において、県は、必要と認めたときは、米子市、境港市と現地確認を行い、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するとともに、原災法の施行に必要な限度において、立入検査を行い、米子市、境港市及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。なお、県が立入検査を行う際は、原則として、米子市及び境港市に事前に連絡するものとする。
 - ④ 人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合において、県は、原災法の施行に必要な限度において立入検査を行い、三朝町及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。なお、県が立入検査を行う際は、原則として、三朝町に事前に連絡するものとする。
- ・図3-5 「県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合（島根原子力発電所）」
 - ・図3-6 「県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合（人形峠環境技術センター）」
- (4) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、連絡があった場合
島根県のモニタリングポストで異常値が検出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然災害でないと判断される場合には、県に連絡するものとされている。県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。
 - (5) その他、安全協定に基づき発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合
県は、必要と認めたときは、米子市、境港市と島根原子力発電所の現地確認を行うものとする。この際、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

図3－1 特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）

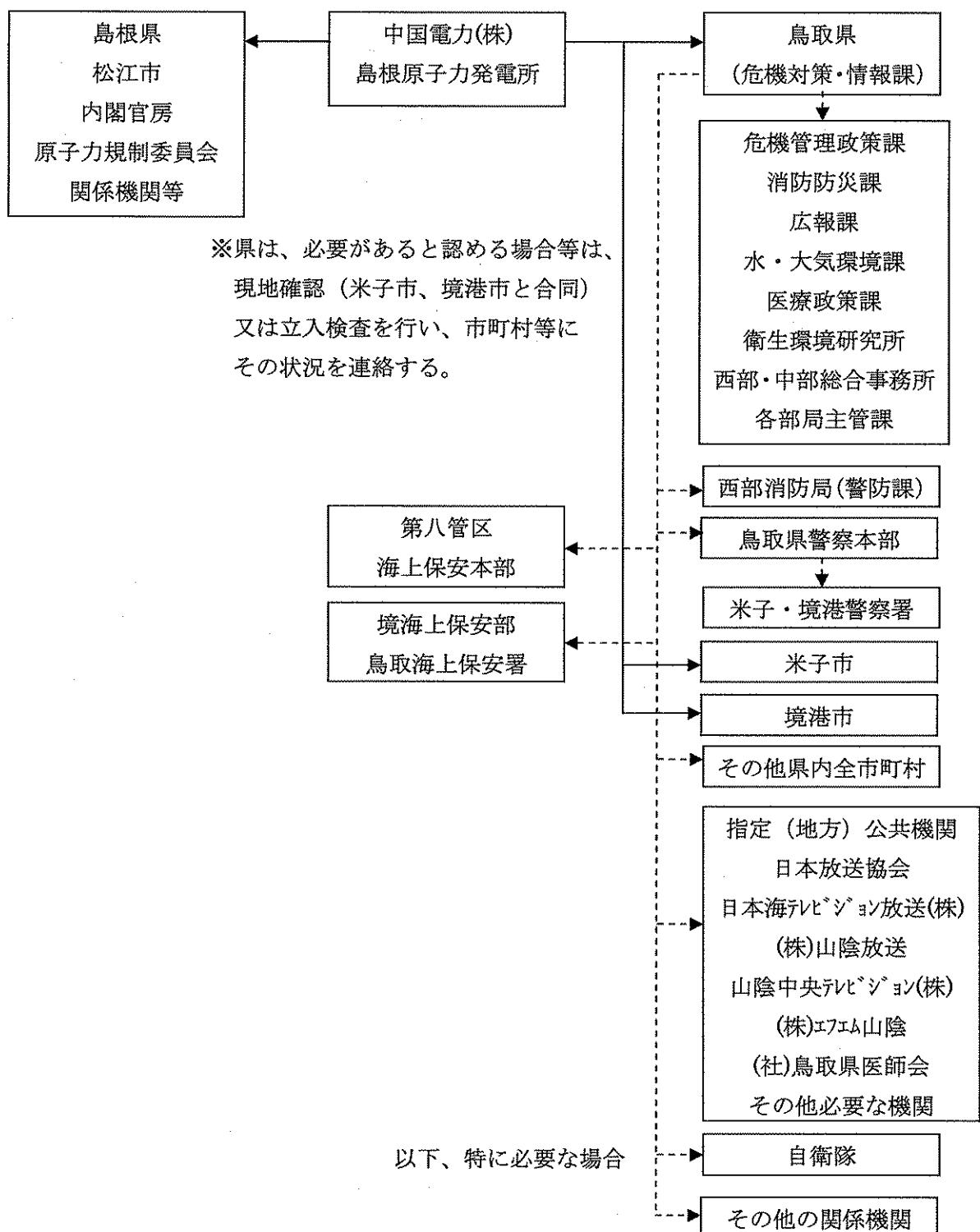


図3-2 特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

